

(令和2年8月1日再改訂)

(令和2年7月1日改訂)

あけぼのアート&コミュニティセンター
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月28日

あけぼのアート&コミュニティセンター事務局

管理運営：NPO 法人コンカリーニョ

●ガイドラインの作成における基本方針

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染予防対策としての基本的姿勢を整理したものである。

当施設は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当施設職員および来館利用者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

- ① 密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)
- ② 密集場所 (多くの人が密集している)
- ③ 密接場面 (互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

という3つの条件 (いわゆる「三つの密」) のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

●施設内における具体的対策

1. 施設運営上の対策

- ・人との接触を避け、対人距離 (できるだけ2m) を確保する。
- ・来館可能者数を制限し、各部屋内での活動人数を目安として定員の50%かつ50名以下とする。
- ・来館者および職員のマスク着用を徹底する
- ・利用者および職員の健康管理を徹底し、検温を促す。検温の結果37.5℃以上もしくは平熱比1度を超過した熱がある場合、だるさ、咳、のどの痛みがある場合の来館を控えるように案内する。
- ・手洗い、うがい、アルコール等による手指消毒を徹底するように呼びかけ、施設内各所に消毒用アルコールを設置する。
- ・トイレでは引き続きペーパータオルを使用し、ごみ収集の際はビニール手袋を着用の上、手洗いを徹底する。
- ・トイレ内で不特定多数が接触する場所 (便座、床、ドアノブなど) は、清拭消毒を行う。また、トイ

レの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

- ・貸し出し備品を制限し、使用した備品については十分に消毒を行う。
- ・館内の清掃、換気を定期的に行い、高頻度接触部（ドアノブ、スイッチ、蛇口、手すりなど）を除菌剤配合シート等で清拭する。
- ・受付にビニールカーテンを設置し、飛沫感染を予防する。
- ・ロビーにおける休憩スペースを当面の間、撤去する。
- ・利用者に対し、感染防止策を徹底するように協力を呼び掛ける。

※各部屋の利用については個別に項目を設定し、利用者呼び掛けるものとする。

2. 各部屋の利用に関する具体的対策

□校舎棟（自由来館スペース）

① 図書室

- ・当面の間、貸出、返却のみとし、長時間の読書滞在・勉強等は控えていただくこととする。
- ・換気を徹底する
- ・図書ボランティアのマスク着用、手指消毒を徹底する
- ・消毒用アルコールを室内に設置し、来館者の手指消毒を徹底する
- ・本は可能な限り、除菌シート等でふき取り消毒につとめる

② 玄関スペース

- ・当面の間、休憩スペースのテーブルを撤去する
- ・定期的に換気を行う
- ・施設利用者以外（近隣の児童ら）の滞在、来館受け入れを中止する

③ グラウンド

・利用開放時間（10：00～18：00）を厳守し、利用者同士の接触を極力避け、利用後に手洗い等の感染防止策を取るよう掲示で呼びかける。

□校舎棟（音楽室・中ホール・交流室）

① 利用における各部屋共通の対策

- ・できるだけ人との接触を避け、対人距離を確保する。
- ・活動人数を制限する（各部屋の制限人数は別途記載）
- ・マスク着用を徹底するよう呼びかける
- ・利用者の健康管理を徹底するよう呼びかけ、検温を促す。検温の結果 37.5℃以上の熱がある場合や、だるさ、咳、のどの痛みがある場合の来館を控えるように案内する。
- ・手洗い、うがい、アルコール等による手指消毒を徹底するよう呼びかける
- ・貸し出し備品を制限する（机、イス、譜面台のみ）
- ・1時間おきに5～10分の換気をし、密室状態を極力避けるよう依頼する

② 各部屋の人数制限について

- ・原則として、定員の50%以下とし、かつ適切な距離を取れる人数とする
- ・音楽室 10名

・中ホール 40名

・交流室 10名

③ 緊急時の連絡先について

・各利用団体の代表者は緊急連絡先を利用時に申告するものとする。また、緊急時には全利用者との連絡が取れるよう把握しておくことを呼び掛ける。

・こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを周知する

・上記で得た個人情報に関しては適切に取り扱うこととする

④ その他

その他、利用団体にて必要と思われる対策を行い、感染予防に細心の注意を払った利用をこころがけていただくこととする。

□体育館

① 十分な距離の確保について

・運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けてください。

・**競技、活動に参加する以外の観客や見学者は、適切な距離を取れる状態を維持し**、感染予防に最大限留意してください。

・練習時間をずらすなど、できるだけ大人数にならないように活動をお願いします。

② 体育館の人数制限について

【定員の50%以下、かつ適切な距離を取れる人数とします】(2020年8月1日現在)

・**定員100名までとします。(最大定員200名の50%)**

※あくまで定員であり、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を取ることが可能な人数での利用を心がけてください。

③ 運動時以外のマスク着用について

・入退館時など、運動・スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスク着用を徹底するよう呼びかける

・コーチ等の指導者については、話をするのが想定されるため、常時マスク着用を促す

④ 健康管理について

・利用者の健康管理を徹底するよう呼びかけ、検温を促す。検温の結果 37.5℃以上の熱がある場合や、だるさ、咳、のどの痛みがある場合の来館を控えるように案内する。

・手洗い、うがい、アルコール等による手指消毒を徹底するように呼びかける

⑤ 換気について

・おおむね1時間に一回の割合で換気することとする

・換気のために窓を開ける際は、必ず事務局に申告し、換気の立ち合いを受けることとする

・窓を開放しての換気中は、近隣への配慮を欠かさず、静粛に行うことを周知する

※換気について、上記が守られない場合は、利用中止の措置も辞さないこととする

⑥ 備品について

・極力、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。

- ・貸し出し備品を制限する（ゴール・ネット類のみ）

⑦ 緊急時の連絡先について

- ・各利用団体の代表者は緊急連絡先を利用時に申告するものとする。また、緊急時には全利用者との連絡が取れるよう把握しておくことを呼び掛ける。
- ・こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを周知する
- ・上記で得た個人情報に関しては適切に取り扱うこととする

⑧ その他

- ・その他、利用団体にて必要と思われる対策を行い、感染予防に細心の注意を払った利用を心がけるよう呼びかける。

3. イベント等の開催について

原則として、当施設が主催するイベント・講座等は当面の間、自粛するものとする。

利用者へ貸し出し行われるイベント・講座等の開催についても、感染拡大防止策を徹底することが重要であり、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促すこととする。

やむを得ず開催される場合は、以下の点に留意し、最大限の感染防止に努めることを主催者・利用者へ促すこととする。

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ 2m を目安に）することが前提である。
- ・感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、来館時間、参加人数の制限を行う
- ・室内での着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
- ・各部屋でのイベント開催において、同時参加人数は、各部屋ごとの制限人数に準じるものとする。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない
- ・不特定多数が座席を利用する場合は、十分に消毒をして利用する
- ・

その他、校舎棟・体育館を問わず手指の消毒や換気など、各部屋の利用ガイドラインに沿った措置を取るものとし、感染拡大防止に努めることとする。

4. 感染者が発生した場合の対策

感染が疑われる者が発生した場合、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、利用者であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

- ・速やかに別室へ隔離を行う。
- ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ・感染者が発生した部屋の換気を行う。
- ・イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。
- ・利用後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、

必要な情報提供を行う。

5. 情報開示について

コロナウイルス感染時の情報開示にあたっては、感染症予防や治療に必要な情報として、保健所および自治体に関して情報開示を行うものとし、以下の点に特に留意するものとする。

- ・ 差別防止の徹底
- ・ 個人名の開示は原則行わない